

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																									
専門学校仙台総合医療大学 校		平成7年3月30日		真柳 秀昭		〒 981-3206 (住所) 宮城県仙台市泉区明通2丁目1番1号 (電話) 022-378-3301																									
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																									
学校法人菅原学園		昭和35年3月26日		菅原 一博		〒 981-0014 (住所) 宮城県仙台市青葉区本町2丁目11番10号 (電話) 022-221-1100																									
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																						
医療	医療専門課程		歯科衛生科		平成22(2010)年度		-		平成27(2015)年度																						
学科の目的		学校教育法に基づき、医療及び教育・社会福祉の分野における職業と、実生活に必要な専門的知識・技術・技能等の能力と教養を持ち、社会に貢献できる人材育成を目的とする。																													
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		歯科衛生学教育コア・カリキュラムの教育内容のガイドラインに沿ってカリキュラムを組み立て、歯科衛生士に必要な知識・技術を習得し、国家資格取得を目指す。中退率は2025年度は6%であった。																													
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技																						
3 年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			2,610 単位時間 118 単位	1,230 単位時間 82 単位	480 単位時間 16 単位	900 単位時間 20 単位	0 単位時間 0 単位	0 単位時間 0 単位																					
	生徒総定員		生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率																						
100 人		81 人		0 人		0 %		6 %																							
就職等の状況		■卒業者数(C) : 17 人																													
		■就職希望者数(D) : 17 人																													
		■就職者数(E) : 17 人																													
		■地元就職者数(F) : 14 人																													
		■就職率(E/D) : 100 %																													
		■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 82 %																													
		■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 %																													
		■進学者数 : 0 人																													
		■その他																													
		-																													
第三者による 学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																													
		評価団体: ○○○○ 受審年月: ○年○月 評価結果を掲載したホームページURL ○○○○																													
当該学科のホームページURL		https://www.sid.ac.jp																													
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		(A: 単位時間による算定)																													
		<table><tr><td>総授業時数</td><td>2,610 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>900 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>30 単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>930 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>900 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>30 単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr></table>									総授業時数	2,610 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	30 単位時間	うち必修授業時数	930 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	30 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間							
総授業時数	2,610 単位時間																														
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間																														
うち企業等と連携した演習の授業時数	30 単位時間																														
うち必修授業時数	930 単位時間																														
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間																														
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	30 単位時間																														
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																														
		(B: 単位数による算定)																													
		<table><tr><td>総単位数</td><td>118 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>20 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>1 単位</td></tr><tr><td>うち必修単位数</td><td>21 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>20 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>1 単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>0 単位</td></tr></table>									総単位数	118 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	20 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	1 単位	うち必修単位数	21 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	20 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	1 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位							
総単位数	118 単位																														
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	20 単位																														
うち企業等と連携した演習の単位数	1 単位																														
うち必修単位数	21 単位																														
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	20 単位																														
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	1 単位																														
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																														
教員の属性(専任教員について記入)		<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>5 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>○○ 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>○○ 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>○○ 人</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>○○ 人</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>5 人</td></tr><tr><td colspan="2">上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>5 人</td></tr></table>									① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	○○ 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	○○ 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	○○ 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	○○ 人	計		5 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		5 人
		① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	5 人																											
		② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	○○ 人																											
		③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	○○ 人																											
		④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	○○ 人																											
		⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	○○ 人																											
		計		5 人																											
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		5 人																													

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
教育課程編成を行う上では、厚生労働省養成所指定規則を遵守し、次代を担う人材育成をともに行っていく関連事業所と連携することを基本方針とする。業界の現況や今後の動向等の情報を頂戴しながら、これを職員会議等に諮り、より効果的な教育課程の編成を目指している。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

企業等との連携を通じて必要な情報の把握、分析を行いながら、実践的かつ専門的な職業教育を実施するための教育課程の編成を目的とし、学園規定に位置づけている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
遠藤 知恵	社会医療法人康陽会中嶋病院リハビリテーション部 課長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
大内 義隆	一般社団法人宮城県作業療法士会 会長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	①
仙石 健治	涌谷町町民医療福祉センター 医療技術部リハビリテーション室 室長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
曾矢 猛美	曾矢矯正歯科クリニック 院長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
渡部 千代	一般社団法人宮城県歯科衛生士会 理事	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	①
石島 孝樹	一般社団法人宮城県理学療法士会 理事	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	①
佐藤 嶺	宮城県言語聴覚士会 会長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	①
佐々木 宣子	宮城厚生協会泉病院リハビリテーション科	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	③
眞柳 秀昭	仙台総合医療大学校 校長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
横山 さゆり	仙台総合医療大学校 副校長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
吉田 望	仙台総合医療大学校 教頭	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
山田 剛	仙台総合医療大学校 理学療法科 科長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
永沼 由香	仙台総合医療大学校 歯科衛生科 科長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—
相澤 祐一	仙台総合医療大学校 作業療法科 教員	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月予定)

(開催日時(実績))

第1回 令和8年 6月15日 16:10～17:15

第2回 令和8年11月28日 16:00～17:00 開催予定

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

各業界での学生実習の様子や、新卒の様子を委員より意見をいただくことで、業界が求めている人材像を知り、不足しているカリキュラムの見直しや、問題解決に向けた解決方法を検討する。また学生募集についても本校の持っている良さを引きだしていただき、アピールポイントとしている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

歯科衛生を取り巻く環境の変化により、人々の健康支援に対するニーズが多様化し個別化した。また口腔だけに限らず全身の健康を考え、すべてのライフステージにおける支援ができる履修状況が求められている。そこで一般の歯科診療所、老人保健施設、幼稚園、保育所等で実習を行い、歯科衛生士教育の資質向上に取り組んでいる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

各学年の学習目標を掲げ、その内容に則った指導を連携企業側に依頼する。さらに個別に実習評価をいただき学生にフィードバックし、次期の実習に繋げられるよう教員が指導を行う。また実習指導者会議を開催し、当該年度の実習の反省、次年度の実習計画・内容を検討し、企業側と教員とで共通認識を持ったうえで臨床実習の連携を図る。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨地実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	歯科衛生士の業務内容やその重要性を学び、医療人としての態度を身につける。	くにみ野さいとう歯科医院・青葉デンタルクリニック・曾根歯科医院・仙台つつじがおか歯科医院・富谷ガーデン歯科
臨地実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	日常業務の流れを把握し、基本的な共同動作や材料・薬品の取り扱いを学ぶ。感染予防の知識を習得し安全な医療を提供するための技術を身につける。	小松こども歯科・おろしまち歯科医院・ひとしファミリー歯科・長谷川矯正歯科クリニック・曾矢矯正歯科クリニック
臨地実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	疾病を持った患者を理解し、歯科的な問題を把握・解決できる能力を養う。また、多職種連携の有効性を学び、チーム医療での歯科衛生士の役割を理解する。	鹿島デンタルオフィス・あすと長町デンタルクリニック・大屋歯科クリニック・アイビー歯科クリニック・てくて長町歯科

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

歯科衛生科教員として必要な知識・技術・態度を修得し、学生対応およびクラス運営に反映させる。また歯科衛生科教員が全国歯科衛生士教育協議会の認定歯科衛生士教員の資格を取得してるので、さらに認定更新をめざすために指定講習会へ積極的に参加する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第16回日本歯科衛生教育学会学術大会	連携企業等:	日本歯科衛生教育学会
期間:	令和7年12月6日(土)	対象:	歯科衛生士
内容	時代のニーズに応える歯科衛生教育学を考える～インターフェイスの視点より～		

研修名:		連携企業等:	
期間:		対象:	〇〇
内容			

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	東北地区歯科衛生士教育研修会	連携企業等:	東北地区歯科衛生士教育協議会
期間:	令和7年7月25日(金)	対象:	専任教員
内容	歯科衛生士教育の現状と今後の課題について		

研修名:	歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和7年8月18日(月)～8月22日(金)	対象:	専任教員
内容	専任教員の指導能力を充実し、教員の資質の向上をはかることを目的とした講習Ⅲ		

研修名:	災害歯科保健医療eラーニング 基礎編 標準編	連携企業等:	日本歯科医師会
期間:	令和7年9月17日(水)	対象:	歯科衛生士
内容	災害歯科医療について		

研修名:	令和7年度障害児親子歯磨き教室支援者研修会	連携企業等:	日本歯科衛生士会
期間:	令和7年10月5日(金)	対象:	歯科衛生士
内容	障害児歯科保健について		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	0	連携企業等:	0
期間:	0	対象:	0
内容	0		

研修名:	0	連携企業等:	0
期間:	0	対象:	0
内容	0		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	東北地区歯科衛生士教育研修会	連携企業等:	東北地区歯科衛生士教育協議会
期間:	令和8年7月24日(金)	対象:	専任教員
内容	歯科衛生士教育の現状と今後の課題について		

研修名:	歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会
期間:	令和8年8月24日(月)～8月28日(金)	対象:	専任教員
内容	専任教員の指導能力を充実し、教員の資質の向上をはかることを目的とした講習Ⅳ		

研修名:		連携企業等:	
期間:		対象:	
内容			

(1) 学校関係者評価の基本方針
学校関係者評価については、自己評価結果を基本に、学校改善に対する率直な意見集約と考える。

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人材像②学校における職業教育の特色③社会経
(2)学校運営	①目的等に沿った運営方針が策定されているか②運営方針に沿った
(3)教育活動	①教育理念等に沿った教育課程の編成実施方法等が策定されている
(4)学修成果	①就職率の向上②資格取得率の向上 等
(5)学生支援	①進学・就職に対する支援体制の整備②学生相談に関する体制の整
(6)教育環境	①施設・設備②学内外の実習、研修についての教育体制 等
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動 等
(8)財務	①学校の財務基盤②予算・収支計画 等
(9)法令等の遵守	①法令順守と適切な運営②予算・収支計画 等
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献②学生ボラ
(11)国際交流	なし

(3) 学校関係者評価結果の活用状況
近年の若者の動向から本校としての取り組み体制が乖離していないか、また資格取得に向けた学生指導や支援についてご意見をいただき、学校運営に反映させている。

名 前	所 属	任期	種別
遠藤 知恵	社会医療法人康陽会中嶋病院リハビリテーション部 課長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	企業等委員
曾矢 猛美	曾矢矯正歯科クリニック 院長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	企業等委員
中塩 加久子	宮城厚生協会長町病院副事務長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	企業等委員
佐藤 嶺	医療法人松田会松田病院	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	企業等委員
千葉 亨	紫山いちにいさん保育園 園長	令和8年4月1日～令和9年3月31日(1年)	地域住民

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())
URL: <https://www.sid.ac.jp>
公表時期: 令和8年7月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校関係者に本校の状況を正しく理解していただき、その上で各関係団体からの情報提供を受け、学校運営や学生指導に活かしていく。そのためには学校関係者と教職員、学生、保護者との相互理解と協力が重要であり、情報の共有を目指す。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①教育理念②ご挨拶
(2)各学科等の教育	①各科の案内
(3)教職員	①学校紹介②教員からのメッセージ
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①就職について②資格取得・就職実績③最新ニュース
(5)様々な教育活動・教育環境	①所在地・アクセス②校舎・設備等の紹介
(6)学生の生活支援	①学生契約寮②スクールバス
(7)学生納付金・修学支援	①入学試験・学費・納入時期②日本学生支援機構③菅原学園奨学金等
(8)学校の財務	①財務状況
(9)学校評価	①自己評価
(10)国際連携の状況	なし
(11)その他	①オープンキャンパス

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.sid.ac.jp>

公表時期: 令和8年7月30日

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			化学	歯科医学を学ぶにあたり、治療に関連する薬剤の性質や効能、あるいは使用する材料についての理解に役立つよう化学の基礎を理解する。	1通	30	2	○			○			○	
2	○			生物学	生物学の基礎知識を学びながら、身近な事柄と関連させて、生きる仕組み、生命の不思議、人体の仕組みなどについて理解する。	1通	30	2	○			○			○	
3	○			心理学	基礎心理学領域および学生、社会人生活を営む上で必要と思われるストレスマネジメント能力や対人コミュニケーション能力について学ぶ。	1①	30	2	○			○			○	
4	○			倫理学	倫理学の基本的な枠組みを踏まえ、身近な問題を提起し、様々な角度から問題に対する理解を深める。	1①	30	2	○			○			○	
5	○			英語	将来、歯科衛生士として活躍する際に必要な知識を習得し、その知識を活用する能力を養う。	1通	30	2	○			○			○	
6	○			解剖学	人体の構造を理解する。特に口腔領域は十分に把握し、その構造が機能とどのように結びつくかを理解する。	1①	30	2	○			○			○	
7	○			組織・発生学	人体を構成する細胞と組織についての概要を学び、顎・顔面・口腔領域の形成過程と歯・歯周組織の正常な構造を理解する。	1①	30	2	○			○			○	
8	○			生理学	人体の機能の基礎的事項について理解する。さらに、歯および顎・口腔の機能について歯科衛生士として必要な知識を習得する。	1①	30	2	○			○			○	
9	○			生化学	ヒトの生体構成成分の構造、さらには歯・口腔の構造と機能を分子レベルで学び、口腔生化学的知識を身につける。	1①	30	2	○			○			○	
10	○			口腔解剖学	歯科衛生士に必要な口腔領域と関係する、骨・筋肉・血管・神経および歯の機能と構造を理解する。	1①	30	2	○			○			○	
11	○			病理学	疾病についての基本的な考え方を習得し、顎口腔領域に発症する多彩な疾病についての理解する。	1②	30	2	○			○			○	
12	○			薬理学	薬物が生体に対してどのように作用し、どのような治療学的意義を持つかについて、最も代表的な薬物を中心に基礎的な知識を習得する。歯科医療で用いる薬物や、歯科医療と関係の深い薬物の作用や副作用については特に詳しく学習する。	1②	30	2	○			○			○	

13	○		微生物学	歯科衛生士として必要な細菌・真菌・ウイルスなどの微生物、特に口腔の微生物とそれによってう蝕や歯周病を始めとする感染症が引き起こされる仕組みを理解する。	1 ①	30	2	○			○		○	
14	○		口腔衛生学	口腔の健康に影響を及ぼす種々の要因および口腔疾患の予防法について理解する。	1 ②	30	2	○			○		○	
15	○		社会口腔学	口腔の健康に影響を及ぼす種々の要因および口腔疾患の予防法について理解する。	2 ①	15	1	○			○		○	
16	○		公衆衛生学	地域保健の概念および活動内容を理解し、健康を左右する環境について理解し、次いで個人を対象とした口腔健康について理解する。	2 ②	30	2	○			○		○	
17	○		衛生統計学	統計学の基礎的事項を学び、公衆衛生に関わる様々なデータの性質を理解し、分析においてデータの性質に応じた適切な方法を応用できる。	3 ①	15	1	○			○		○	
18	○		衛生行政・社会福祉学	社会福祉基礎構造改革は少子高齢者社会における福祉コンセプトの転換をもたらした児童、福祉、障害者、高齢者など領域における福祉制度の概要について学習する。	3 ②	30	2	○			○		○	
19	○		歯科衛生士概論	歯科衛生士誕生までの経緯を知り、歯科衛生士法と現在の状況を把握する。また、チーム医療について理解し、歯科衛生士と他職種との連携について学ぶ。	1 ①	30	2	○			○		○	
20	○		歯周病学Ⅰ	正常な歯周組織の構造および病的な変化について学び、歯周疾患の症状、歯周治療について理解する。	1 ②	30	2	○			○		○	
21	○		歯周病学Ⅱ	歯周組織についての理解を深め、さらに歯周疾患の病因・病態・検査法・診断・治療法について必要とされる知識を習得する。	2 ①	15	1	○			○		○	
22	○		修復学	保存修復学の概要を理解し、歯牙硬組織疾患の診断・治療の手順について理解させる。	1 ②	15	1	○			○		○	
23	○		歯内療法学	歯髄および根尖歯周疾患の原因と進展機序を理解し、その治療法の目的や術式を理解する。	1 ②	15	1	○			○		○	
24	○		歯科補綴学	歯の喪失に伴う口腔の特性および関連する顎口腔系の形態的・機能的な退行変化、ならびにこれらに關係する全身的な変化を理解し、治療計画、治療、治療後の管理および補綴治療における診療補助能力を身につける。	1 ②	30	2	○			○		○	
25	○		口腔外科学Ⅰ	口腔外科の基礎知識について理解し、口腔外科処置における歯科衛生士の役割を理解する。	1 ②	30	2	○			○		○	
26	○		口腔外科学Ⅱ	口腔外科領域の疾患と全身の関わりについて学び、的確な手術助助や術前術後の説明を行う知識を習得する。また、麻酔の種類と特徴、救急蘇生法についても学ぶ。	2 ②	30	2	○			○		○	
27	○		歯科矯正学	成長発育、咬合、矯正治療の実際、器具などについて学び、矯正における歯科衛生士の役割について理解する。	2 ①	30	2	○			○		○	

28	○		小児歯科学	小児歯科治療に必要な小児の特徴、特に身体的・精神的成長発育・患者への対応および処置の内容を理解し、適切な歯科診療を行えるような知識・技術を習得する。	2 ①	30	2	○			○			○	
29	○		障害者歯科学	障害者に対して、歯科保健医療を提供するために、障害者に関わる社会保険制度や口腔衛生管理、摂食機能などの口腔機能向上の維持に関する知識・技術を習得する。	2 ①	15	1	○			○			○	
30	○		高齢者口腔保健学	疾病を持つ高齢者の全身・精神・顎口腔の特徴を把握するとともに、高齢者の歯科医療の機能と役割・援助法について理解する。摂食嚥下のメカニズムを理解し、高齢者のセルフケアとQOLを高める歯科的援助法について総合的に考える。	2 ①	15	1	○			○			○	
31	○		歯科材料学	歯科診療で用いる歯科材料の基本的性質を理解し、適正な取り扱い・操作を行うために必要な基礎知識を習得する。	2 ①	15	1	○			○			○	
32	○		臨床検査法	基本的な臨床検査の概要を理解し、臨床での検査の準備、介助および補助、患者対応を習得する。	2 ①	15	1	○			○			○	
33	○		歯科放射線学	歯科領域における疾患の診断と治療経過を把握するためX線検査についての基礎的知識と撮影手技その他画像診断法、放射線保護、放射線治療について習得する。	2 ①	15	1	○			○			○	
34	○		齲蝕予防法	歯科臨床の現場で歯科衛生士が行う齲蝕予防法について学内実習を通じ、知識・技術を習得する。	1 ②	30	1		○		○		○		
35	○		歯科予防処置論	歯周病の治療と予防を行うために、歯周組織の状態、疾患の特徴および治療方法について、基本的な知識を習得する。	1 通	30	2	○			○		○		
36	○		歯科予防演習Ⅰ	歯科予防処置についての基礎的な知識・技術を学ぶ。また歯、口腔について正しい知識を習得する。	1 通	60	2		○		○		○		
37	○		歯科予防演習Ⅱ	歯科予防処置についての基礎的な知識・技術を学ぶ。また歯、口腔について正しい知識を習得する。	2 ①	60	2		○		○		○		
38	○		歯科予防演習Ⅲ	相互実習の意義を理解し、歯科衛生業務について学ぶ。また感染予防についての知識を理解し、安全に実習を行う。	3 ②	30	1	△	○		○		○		
39	○		歯科保健指導法Ⅰ	歯科保健指導に必要な知識・技術を習得し、患者に合った指導ができるように口腔および全身状態を理解する。	1 通	45	3	○	△		○		○		
40	○		歯科保健指導法Ⅱ	歯科保健活動と患者支援について、理論と実践を結びつける。	2 通	90	3		○		○		○		
41	○		歯科保健指導法Ⅲ	1・2年次で学習した内容を3年次に再度復習し、歯科保健指導についての知識・技術を定着させる。	3 ②	30	2	○			○		○		
42	○		口腔保健管理学	生涯を通じて正しい口腔保健管理を習得する。また、口腔管理を理解し、継続管理計画を組み立てることができる。	3 ②	15	1	○			○		○		

43	○		歯科診療補助法Ⅰ	歯科診療補助業務を理解し、基本的な知識・技術を身につける。臨床科目の知識を基盤に、診療に必要な器材・歯科材料の用途を理解し、取扱いができるようになる。	1通	75	5	○			○		○		
44	○		歯科診療補助法Ⅱ	治療時の器具・器材の準備物を学び、各対象患者への介助法を身につける。	2①	30	1		○		○		○		
45	○		歯科診療補助法Ⅲ	1・2年次で学習した器材のセッティングや器材・材料の取り扱いを、国家試験に向け知識・技術を再確認する。	3②	30	1		○		○		○		
46	○		摂食嚥下学	顎口腔の機能の中で最も重要な摂食機能に関して、解剖学・生理学・栄養学などの幅広い観点から理解を深め、患者に対する口腔衛生指導に必須の専門知識を習得する。	3①	15	1	○			○			○	
47	○		保育・食育学	各世代における食育を通して食生活のありかたと口の環境が密接な関わりがあることを学ぶとともに、食文化や地産地消など、今日本が直面している環境についても学ぶ。	2①	30	1		○		○			○	
48	○		リハビリテーション学	自立に向けた生活支援を提供するための介護技術の原理、原則を学び介護技術の基本的理念を理解する。生活行為を成立させるために必要な介護用具、ADL、安全性、個別性について学ぶ。	2②	15	1	○			○			○	
49	○		介護技術学	介護活動の場として「在宅」や「施設」の介護の特性を理解し、高齢者や障害者に対する歯科衛生士の役割を理解する。	2②	15	1	○			○			○	
50	○		臨地実習Ⅰ	歯科衛生士の業務内容やその重要性を学び、医療人としての心構えや目標を持つ。	1②	45	1			○		○		○	○
51	○		臨地実習Ⅱ	日常業務の流れを把握し、基本的な共同作業や材料・薬品の取り扱いを習得する。感染予防の知識を習得し安全な医療のための技術態度を身につける。	2通	405	9			○		○		○	○
52	○		臨地実習Ⅲ	疾病を持った患者を理解し、歯科的な問題を把握・解決できる歯科衛生士になるために、患者に応じた歯科衛生士業務を円滑に行い、その問題を解決する能力を養う。	3通	450	10			○		○		○	○
53		○	臨床総合演習Ⅰ	知識と技術を充実させ、実践に活かすことのできる能力を身につける。乳児・障害者・要介護高齢者の特性を理解し、その対応法を学ぶ。	2②	30	1		○		○		○		○
54		○	臨床総合演習Ⅱ	患者の情報を収集して問題を抽出し、計画を立て、それに基づく指導処置を記録し、評価する流れを理解する。	3②	60	2		○		○		○		
55		○	隣接医学	歯科の臨床の場で不可欠な全身疾患の基礎知識について学習する。また歯科治療と全身疾患の関わり、問診上の注意点などについて学ぶ。	3②	15	1	○			○			○	
56		○	情報学	情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響、情報モラルの必要性や情報に対する責任について学ぶ。	1①	15	1	○			○			○	
57		○	歯科医療事務	保険の基礎知識、レセプト、保険請求の仕組み、請求書の書き方について理解する。またカルテの内容を理解する力をつける。	3①	15	1	○			○			○	

58		○	コミュニケーション論	医療現場では円滑なコミュニケーションは医療安全のためのリスクマネジメントとしても外す事の出来ない課題であり医療接遇は重要であることを理解する。	1 ①	15	1	○			○		○	
59		○	特別研修	様々な研修および授業を実施し、歯科衛生士の活躍の場や卒業後の進路決定を見出す。	3 ②	30	1	△	○		○		○	○
60		○	国家試験対策	各教科の復習及び要点の確認。また、理解・応用力を高め、国家試験合格を目標とする。	3 通	90	6	○			○		○	○
合計					60	科目	118 単位（単位時間）							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	所定の年限以上在学し、かつ所定の課程を修了したと認められた者を判定会議に諮り、学校長が卒業を認めた者。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：	履修認定は、成績評価（各学期末定期試験、実習成果、日常評価等の総合勘案）と出席状況について行い、A B C D 4段階でC（60点）以上を合格とする。出席率は「演習」80%以上、その他の教科（講義）は75%以上必要とする。	1 学期の授業期間	15 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。